

狛江市議会議員定数条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員定数条例（平成14年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 議会議員の定数は、 <u>21</u> 人とする。	(定数) 第2条 議会議員の定数は、 <u>22</u> 人とする。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

令和5年7月3日 原案否決